

税務と経営

発行所 株式会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号
 新大阪NKビル601号
 TEL (06) 6885-3990
 FAX (06) 6885-3991
 URL <http://www.ep-support.com/>
 E-mail support@ep-support.co.jp

ヒント

技術と心

清潔な羽田空港。そこに30年以上の清掃のプロ、環境マイスターの新津春子さんがいる。中国残留孤児の父親と17歳のときに来日。日本語を話せなかったので、体を使う仕事しかなく清掃員に。仕事は見よう見まねで、体で覚えた。しかし、清掃員の仕事は社会的な評価が低く、給料も低かった。一念発起。27歳の時に全国ビルクリーニング技能競技大会に出場、予選2位。自分に足りないものを当時の常務に助言を求めたところ、「あなたには優しさが足りない」と言われた。数か月悩んで分かったことは、仕事における周囲への想像力、自分以外の人を思う優しさと余裕。結果は、最年少で見事に優勝した。(KADOKAWA所載)

ヒント

税務 ミニガイド

国税庁によると、令和元年分の贈与税の申告人員は48万4千人、そのうち申告納税額があるのは、35万5千人となっています。申告納税額は2,500億円です。いずれも前年より減少しています。

相続時精算課税を適用した申告人員は4万2千人で、申告納税額は327億円となっています。



九重高原(大分)

松浦和夫/オアシス

年末調整に係る申告書

□年末調整に係る申告書

給与所得者が年末調整を受ける際に提出しなければならない各種の申告書があります。令和2年分の年末調整については、2種類の申告書が新設されましたので、ここでは各種の申告書の内容と留意事項について確認していきましょう。

□扶養控除等（異動）申告書

扶養控除等（異動）申告書については、年の当初に提出されており、年の途中で扶養親族等に異動があった場合にはその都度、異動申告が行われているはずですが、申告内容が現況と一致しているか確認する必要があります。寡婦控除・ひとり親控除の改正にともなう確認も必要です。

国外居住親族を扶養している人は、「生計を一にする事実」欄にその国外居住親族への年間送金額を記載して、送金関係書類を提出することになります。

□基礎控除申告書（新設）

基礎控除の適用を受ける人は、新設された基礎控除申告書を提出する必要があります。

年末調整の対象者は、給与収入2,000万円以下の人ですから、他に所得のない人は全員が提出対象となりますが、他に不動産所得等があり合計所得金額が2,500万円を超える人は対象外です。

なお、基礎控除申告書、配偶者控除等申告書、所得金額調整控除申告書は兼用様式（1枚の用紙）となっています。

□配偶者控除等申告書

配偶者控除または配偶者特別控除の適用を受ける人は提出する必要があります。本人の合計所得が1,000万円を超える人、配偶者の合計所得金額が133万円を超える人は対象外です。

□所得金額調整控除申告書（新設）

所得金額調整控除の適用を受ける人は、新設された所得金額調整控除申告書を提出する必要があります。給与の収入金額が850万円以下の人は対象外です。



○「とどのつまり」とは、結局のところという意味で使われます。「とどのつまり」のトドとは魚のボラの別名です。ボラは成長の段階で名前が変わる出世魚、幼魚はハク、その次はオバコ又はスバシリ、生まれて一年経つとイナ、二～三年で成魚になるとボラと呼ばれ、五年以上の老魚はトドと呼ばれます。最後にはトドになることから生まれた言葉です。



なお、所得金額調整控除の金額を計算する必要はありません。

□保険料控除申告書

生命保険料控除、地震保険料控除、社会保険料控除（給与等からの控除分以外に直接支払った場合）、小規模企業共済等掛金控除（給与等からの控除分以外に直接支払った場合）の適用を受ける人は提出する必要があります。

生命保険料控除（旧生命保険料で年額9,000円以下のものを除く）、地震保険料控除、社会保険料控除（国民年金保険料、国民年金基金の加入者掛金に限る）、小規模企業共済等掛金控除の適用を受けるためには、生命保険会社等が発行する「控除証明書」の添付が必要です。

□住宅借入金等特別控除申告書

住宅借入金等特別控除の適用を受ける人は、税務署から交付された住宅借入金等特別控除申告書を提出する必要があります。金融機関等から交付された「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の添付が必要です。

なお、令和2年中に居住の用に供した人は、令和2年分については、年末調整で控除を受けることはできませんので、自分で確定申告することが必要です。

いよいよマイナポイント

マイナポイントとは、マイナンバーやキャッシュレス決済の普及促進を目的とした国の消費活性化策のひとつです。メディア上でも盛んに各事業者がマイナポイント活用のPR合戦を繰り広げていますが、現状この制度は余り広く認識されていないようです。今回はすでに申込みの始まったマイナポイントについてふれてみます。

1. この制度の概要と利用手順

クレジットカードや電子マネー、QRコード決済などのキャッシュレス決済サービスとマイナンバーをひも付けてチャージまたは決済すると25%（最大5千円分）が還元される制度です。手順は次の通りです。①マイナポイント申込みページにログインして利用するキャッシュレス決済サービスを選択し申込みます。②キャッシュレス決済サービスにチャージなどを行うこと

で、マイナポイントがもらえます。③マイナポイント分も利用して買い物をします。この時マイナンバーカードは不要です。

2. よくある質問

- ① マイナポイントはどこで使えますか 選択したキャッシュレス決済サービスに対応している店舗で使えます。
- ② マイナポイントを申込み際になりすまはされませんか マイナンバーカードの「電子証明書」を使うので、なりすましなどの悪用は極めて困難です。
- ③ 何を買ったか国に監視されませんか 国が買物履歴を収集・保有することはできません。
- ④ 未成年者も申し込みができますか 未成年者も法定代理人のキャッシュレス決済サービスで申し込みできます。たとえば4人家族なら、最大で2万円分のマイナポイントになります。
- ⑤ 還元金額やタイミングはどの事業者でも同じでしょうか 決済事業者によって異なりますので比較してどこがベストか自分に合った事業者を選択することになります。

ナマの税務相談室

Q 乙は夫甲とは10年前に死別しました。乙の推定相続人は、娘丙のみです。丙の夫も甲死亡の2年前に亡くなっています。

甲が死亡した際の甲の遺産は、現在乙及び丙が住居としている土地家屋のほか預金等でした。

甲の相続では、丙の夫の死亡によりまだ自立していない孫S及びPを抱え生活費等のかさむ丙のために、甲のすべての遺産は丙が相続いたしました。

それでも乙は亡父からの相続により取得した土地がT市に所在し、将来の有効利用や高額売却が可能な更地のY土地を保有しています。

乙は将来発生する自己の相続に関しては単独相続人となるべき丙への財産承継よりも、孫Sと孫Pを含む丙一家の将来を心配しています。

現実に孫Sは、定職に就かず財産管理が杜撰な性格であり、前述のY土地を孫Sに帰属させることには極力避けたいのです。

特定の孫に遺産を

A なるほどご心配はよく理解できます。

Q いろいろ考え悩み、Y土地は万一自己に相続が開始しても当面生活

に困窮しない丙には相続させないで、将来丙と同居して面倒を見ることを確約している孫Pについても換価が可能なY土地を遺贈することを考えました。乙がこの計画を丙に提示したところ丙に異存なく丙が遺留分減殺請求を行うことはないと思われます。

この方針は可能でしょうか。相続の手続きや税の取扱いでコメントを頂ければ幸いです。

A この遺贈は孫Pに対する特定遺贈に該当します。孫Pが遺贈の放棄をせず、丙が遺留分減殺請求をしない場合は、その遺贈は確定します。相続人でない孫Sは、Y土地を含む乙の財産は取得できず乙の意向に沿うことになります。

孫Pの取得に係る相続税は2割加算の適用を受けます。

免税事業者のする 申告は有効か無効か

もし、免税事業者が判断を誤って、消費税の申告・納税をした場合は、どうなるのでしょうか。無効な申告だから、取下げ依頼書の提出をしなさいとの懲罰がなされ、その後、過誤納金の返還がなされるものと思われま

それならば、免税事業者の還付申告でも同じはずと思われま

税義務が成立するので有効な申告になる、と書いてあるものもあります。

免税事業者のする還付申告の例は少なくありませんが、実際に還付が行われているケースは全くなさそうで、還付保留のまま、ゼロ申告の修正申告・更正処分がなされ、その上で保留還付金の返還である「納税」と当初還付申告による「還付」とを相殺関係とするようです。

ただし、そこで終わるのではなく、修正申告・更正処分に伴う過少申告加算税や重加算税の賦課が後からついてきます。免税事業者還付申告に係わる税務係争のほとんどは、この賦課処分を不服とするものです。提出期限後す

ぐに誤りに気づき、自主的に申告取下げの依頼書を提出したケースでも、撤回行為がいつでも認められるものではなく、本件は、そのような場合には該たらない、と切捨てられています。

実際に還付がなされてもいないのに、こういう申告は許せん、とばかりに行政も司法も相当に厳しい対応をしています。判決文には、過少申告加算税の制度は申告納税方式の下において、納税者の申告は納税義務を確定する上で重要であり、適正な申告をしない納税者に対して一定の制裁を加え、その申告秩序の維持を図ることを目的としたものであるから、過大な還付金を申告した場合には、還付金が現実には納税者に還付されているかどうかにかかわらず、同申告によって過少申告加算税が賦課されるのは当然だ、と書かれています。

「音立てて立冬の道掃かれけり 稚魚」
立冬は冬の始まる日ですが、旧暦も新暦も11月初旬です。木枯らし一号は東京ではこの時期に吹くことが多い。実際にはそれほど寒くないのですが、冬の到来を思わせる木枯らし一号、暖かくなれば、春一番が。号と番とは、大違い。「こがらしのみやげは木曾の菓の馬 広治」
立冬7日、小雪22日。



我々は最初から苦しむ方法をとったから、あとは楽になった。
真似をして楽しめたものは、その後には苦しむことになる。

(本田宗一郎)

11月の税務メモ

(国 税)

- 10月分源泉所得税の納付 (特例適用者を除く)
- 所得税予定納税額の減額申請
- 9月決算法人の確定申告
- 3年3月決算法人の中間(予定)申告
- 所得税予定納税額の第2期分納付
- 特別農業所得者の予定納税

10日

16日

30日

〃

〃

〃

(地方条例による)

(地方税)

- 10月分個人住民税特別徴収分の納付
- 9月決算法人の確定申告
- 3年3月決算法人の中間(予定)申告
- 個人事業税の第2期分納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。